

算定率の低い入院基本料等加算について

入院基本料等加算の算定率 ①

<平成22年社会医療診療行為別調査を元に算出 (主に毎日又は入院から一定期間算定するもの)>

区分	診療報酬名	算定率
A200	総合入院体制加算	1.9%
A204	地域医療支援病院入院診療加算	2.7%
A204-2	臨床研修病院入院診療加算	21.7%
A205	救急医療管理加算	48.7%
A205-2	超急性期脳卒中加算	0.0%
A205-3	妊産婦緊急搬送入院加算	0.7%
A206	在宅患者緊急入院診療加算	0.1%
A207	診療録管理体制加算	45.3%
A207-2	医師事務作業補助体制加算	26.7%
A207-3	急性期看護補助体制加算	30.3%
A208	乳幼児加算・幼児加算	1.0%
A210	難病等特別入院診療加算	1.0%
A211	特殊疾患入院施設管理加算	23.2%
A212	超重症児(者)入院診療加算 準超重症児(者)入院診療加算	5.3%
A213	看護配置加算	16.5%
A214	看護補助加算	49.6%
A218	地域加算	73.0%
A218-2	離島加算	0.4%
A219	療養環境加算	39.6%

区分	診療報酬名	算定率
A220	HIV感染者療養環境特別加算	0.0%
A220-2	二類感染症患者療養環境特別加算	0.3%
A221	重症者等療養環境特別加算	5.7%
A221-2	小児療養環境特別加算	0.4%
A222	療養病棟療養環境加算	82.1%
A223	診療所療養病床療養環境加算	88.5%
A225	放射線治療病室管理加算	0.0%
A226	重症皮膚潰瘍管理加算	0.3%
A226-2	緩和ケア診療加算	0.1%
A227	精神科措置入院診療加算	1.0%
A228	精神科応急入院施設管理加算	0.4%
A229	精神科隔離室管理加算	67.5%
A230	精神病棟入院時医学管理加算	16.1%
A230-2	精神科地域移行実施加算	18.7%
A231-2	強度行動障害入院医療管理加算	0.3%
A232	がん診療連携拠点病院加算	2.6%
A234	医療安全対策加算	33.4%
A238-5	救急搬送患者地域連携受入加算	0.1%
A243	後発医薬品使用体制加算	11.6%

*赤文字は算定率の低いもの

入院基本料等加算の算定率 ②

<届出施設数、病床数を元に算出（主に入院中に一定回数又は週一定回数算定するもの）>

区分	診療報酬名	算定率
A230-3	精神科身体合併症管理加算	81.1%
A231-3	重度アルコール依存症入院医療管理加算	1.4%
A231-4	摂食障害入院医療管理加算	1.3%
A233-2	栄養サポートチーム加算	11.9%
A236	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	25.3%
A236-2	ハイリスク妊娠管理加算	13.7%
A237	ハイリスク分娩管理加算	45.5%
A238	慢性期病棟等退院調整加算	29.8%
A238-3	新生児特定集中治療室退院調整加算	4.5%
A238-4	救急搬送患者地域連携紹介加算	9.3%
A240	総合評価加算	8.5%
A242	呼吸ケアチーム加算	3.3%

<算定率の算出が難しいもの>

区分	診療報酬名	算出が難しい理由
A224	無菌治療室管理加算	1入院中に90日間まで算定するもので、かつ届出が不要なため

算定率の低い加算について

<患者の病態が算定要件となっている加算>

区分	診療報酬名	算定率	主な算定要件
A220	HIV感染者療養環境特別加算	0.0%	後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者について算定する。
A226-2	緩和ケア診療加算	0.1%	悪性腫瘍、後天性免疫不全症候群の患者で、疼痛等身体症状や抑うつ等精神症状を持つ者に緩和ケアチームが診療を行った場合に算定する。
A226	重症皮膚潰瘍管理加算	0.3%	重症な皮膚潰瘍を有している者に医学管理を行った場合に算定する。
A231-2	強度行動障害入院医療管理加算	0.3%	強度行動障害スコア10以上及び医療度判定スコア24以上の患者に、経験を有する医師等による専門的入院医療が提供された場合に算定する。
A220-2	二類感染症患者療養環境特別加算	0.3%	二類感染症の患者及び疑似症状患者を個室又は陰圧室へ入院させた場合に算定する。
A221-2	小児療養環境特別加算	0.4%	麻疹等に罹患しており、他の患者への感染の危険性が高い、又は易感染性により、感染症罹患の危険性が高い、個室に入院した15歳未満の患者について算定する。
A205-3	妊産婦緊急搬送入院加算	0.7%	緊急分娩に対応できる医療機関において、妊娠に係る異常のため緊急入院を必要とする妊産婦(直近3ヶ月以内に入院医療を要する原因疾患で受診歴のある場合をのぞく)が、緊急搬送され入院した場合に入院初日に算定する。
A228	精神科応急入院施設管理加算	0.4%	応急入院患者等に対する診療応需態勢を整えている医療機関において、 <u>応急入院患者等を入院させた初日</u> に算定する。

<治療法が算定要件となっている加算>

区分	診療報酬名	算定率	主な算定要件
A225	放射線治療病室管理加算	0.0%	悪性腫瘍の患者に対して、密封小線源あるいは治療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる場合に算定する。
A205-2	超急性期脳卒中加算	0.0%	脳卒中の診断及び治療を担当する常勤の医師1名以上配置などの要件を満たす施設において、 <u>脳梗塞と診断された患者に発症3時間以内にプラスミノゲン活性化因子を投与した場合</u> に算定する。
A226-2	緩和ケア診療加算 (再掲)	0.1%	悪性腫瘍、後天性免疫不全症候群の患者で、疼痛等身体症状や抑うつ等精神症状を持つ者に緩和ケアチームが診療を行った場合に算定する。

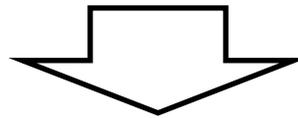
<制度が算定要件となっている加算>

区分	診療報酬名	算定率	主な算定要件
A238-5	救急搬送患者地域連携受入加算	0.1%	紹介元医療機関と受入先医療機関とが連携をとっており、高次の救急医療機関に <u>緊急入院した患者を入院から5日以内に受け入れた場合</u> に算定する。
A206	在宅患者緊急入院診療加算	0.1%	在宅で療養を行っている患者が急変した際に入院を受け入れた場合に算定する。
A218-2	離島加算	0.4%	離島地域に入院している患者に対して算定する。

算定率の低い加算について

【現状】

○入院基本料等加算のうち、平成24年度改定において、算定割合の高い栄養管理加算と褥瘡患者管理加算を入院基本料に包括化した。今後、今年度中に加算の算定状況や患者像等について調査を実施し、来年度以降、診療報酬基本問題小委員会及び入院医療等の調査・評価分科会等で診療報酬における包括化等の検討を行うこととしている。



○このうち、算定率の低い入院基本料等加算は、施設要件や患者要件などで必要以上に厳格なものがないか確認し、次回改定で必要に応じ見直しを行うとともに、分母となる病態や治療法等の実態を個別に調査したうえで、その利用状況を把握し、そののちに加算として役割を終えたと考えられるものは廃止するなど簡素化することを検討してはどうか。